

居宅介護支援 ケアプランセンター鷹番 運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社 花水木が開設するケアプランセンター鷹番（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ケアプランセンター鷹番
- 2 所在地 東京都目黒区鷹番二丁目18番3号美松フラット205

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 介護支援専門員 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 介護支援専門員 1名以上（内、常勤1名以上）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日まで（ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）
- 2 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、【重要事項別紙】の通り。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

- 2 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。
利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。

適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

課題の分析について使用する課題分析票はリ・アセスメント支援シートを用いる。

- 3 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」）するとともに、少なくとも1月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録する。
- 4 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
- 5 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。
- 6 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費も、無料とする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、目黒区の区域とする。

（相談・苦情対応・ハラスメント対策）

第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情、ハラスメント等に対し、迅速かつ適切に対応するための措置を講じるものとする。

- 2 年に1回研修を行う。

（事故処理）

第9条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

（虐待の防止のための措置）

第10条 当事業所は、高齢者の虐待発生またはその再発防止のための必要な措置を講じるものとする。

- (1) 指針の整備
 - (2) 年1回以上の委員会開催 委員会の内容を・職員へ周知徹底（虐待発生時の都度）
 - (3) 年1回以上の研修実施
 - (4) 担当者配置 2名（事業責任者・管理者）
- 2 当事業所は、サービス提供中に当該事業所職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに行政に通報するものとする。
 - 3 当事業所は、サービス提供にあたっては利用者等の生命または身体を保護するため「緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
 - 4 身体拘束などを行う場合はその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(業務継続計画)

第 11 条 業務継続計画 (BCP) の策定などにあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

- (1) 指針の整備
- (2) 感染症及び災害：年各 1 回以上の研修実施と訓練
- (3) 担当者配置 2 名 (事業責任者 ・ 管理者)

(感染症予防と対策)

第 12 条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する委員会においてその対策を協議し、対応指針などを作成し・啓示を行う。研修や訓練を行い、感染対策の資質向上に努める。

- (1) 指針の整備
- (2) 年 2 回以上の委員会開催 ・ 委員会の内容を ・ 職員へ周知徹底
- (3) 年 1 回以上の研修実施 ・ 年 1 回以上の訓練実施
- (4) 担当者配置 2 名 (事業責任者 ・ 管理者)

(その他運営についての留意事項)

第 13 条 当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後 1 カ月以内
- 2 継続研修 年 4 回以上
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社 花水木と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第 14 条 当事業所は福祉サービス第三者評価は受審していません。

附 則

この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

改定 平成 30 年 3 月 1 日 令和 6 年 4 月 1 日

ケアプランセンター 鷹番

居宅介護支援事業重要事項説明書

令和6年4月1日現在

1, 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-6303-2932(9:30~17:00)

担当 _____

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2, ケアプランセンター鷹番の概要

(1)名称等

事業所名	ケアプランセンター鷹番
介護保険指定番号	居宅介護支援 1371004464
所在地・連絡先	目黒区鷹番 2-18-3 美松フラット 205 電話番号 03-6303-2932 FAX 03-6303-2920
代表社員	石井 まゆみ
管理者	石川 法子
サービスを提供する地域	目黒区

(2)職員体制

	資格	常勤	業務内容
管理者	主任介護支援 専門員	1名	職員の指導管理・介護給付管理 居宅サービス計画作成等
介護支援専門員	介護支援 専門員	2名	居宅サービス計画作成等

(3)窓口開設時間

開設日	月～金曜日 〈土・日、祝日、12月29日～1月3日までを除く〉
開設時間	9:00～17:30

3, 運営の方針

ケアマネジメント機関として、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、ケアプランの作成などにより適正な居宅介護支援を行い、地域での役割を果たします。事業の実施にあたっては、目黒区、他の在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者、サービス提供事業者等、地域の保健・医療・福祉の関係機関と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4, 居宅介護支援は、その専門家である介護支援専門員が行います。

介護保険に関すること等、何でも気軽に相談に応じます。

*介護支援専門員は、当法人内外の研修を受講しております。

*介護支援専門員の変更をご希望される方は遠慮なくお申し出ください。

5, 居宅介護支援の内容および提供方法

電話等で申し込み



(1) ご自宅を訪問

①契約 当法人の居宅介護支援事業について説明し、納得の上契約します。



②状態の把握 利用者ご本人や家族の抱えている問題点や解決すべき課題を分析します。
課題分析にリ・アセスメント支援シートを使用します。



③計画原案の作成

在宅サービス事業者に関する情報を提供し、利用者が事業者を選べるようにいたします。

また、介護保険外の各種福祉サービス等も合わせて情報提供します。

利用者やその家族は複数の居宅サービス事業所の紹介を求めると及び当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求められます。担当介護支援専門員はそれらの求めに応じ複数の居宅サービス事業所の紹介及び当該事業所をケアプランに位置付けた理由を説明します。



(2) サービス担当者との調整

介護支援専門員を中心に、サービス担当者や利用者本人・家族も参加して頂き意見交換を行います。



(3) 介護サービス計画の作成

介護サービスの基本方針、目標、サービスの種類や内容などを利用者のご希望や心身の状態を十分考慮して作成します。また、サービスの利用料等の負担金額の見積もりを計算し、相談します。



(4) 利用者の同意

計画の内容がご希望に添っているかを確認していただきます。



実際のサービス利用(その後毎月の継続サービス内容)

居宅サービス計画の作成	継続的なサービス提供の調整をします。 (3ヶ月～12ヶ月ごとに見なおしを実施)
経過観察・再評価	実施状況を毎月確認し変更のご希望等を伺います。
給付管理	サービス事業者に依頼し点数管理を行います。
要介護(支援)認定について	変更、更新等の手続きを行います。

6, 利用料金

(1) 利用料

* 要介護認定を受けた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

* 保険料の滞納等により、法定受領ができなくなった場合、1ヶ月につき12,380円（要介護1・2）
16,085円（要介護3・4・5）をいただき、当法人サービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日目黒区の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けられます。

* 加算等に関する料金については【契約書別紙】の通りです。

(2) 交通費

目黒区内は無料です。

それ以外の地域への訪問が必要な場合も交通費は頂きません。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

7, 次の場合には、申し訳ございませんが、契約をお断りすることがあります。

- ・当事業所のスタッフの人数では対応できない場合
- ・利用者のご住所が、当事業所の通常の事業実施地域外である場合
- ・利用者が他の指定居宅介護支援事業者にも依頼を行っている場合
- ・利用者・家族の著しい不信行為により指定居宅サービス提供の継続が困難となった場合

8, 相談窓口・苦情対応 (利用時間月～金 8:30～17:00・国保連は月～金9:00～17:00)

当事業所	目黒区鷹番 2-18-3 美松フラット 205 03-6303-2932
目黒区 地域包括支援センター	北部 大橋1-5-1 03-5428-6891 東部 上目黒2-19-15 03-5724-8030 中央 中央町2-9-13 03-5724-8066 南部 碑文谷1-18-14 03-5724-8033 西部 柿の木坂1-28-10 03-5701-7244
目黒区 苦情調整委員事務局	目黒区上目黒2-19-15 03-5768-3963 FAX03-5768-3965
目黒区 介護保険管理係	目黒区上目黒2-19-15 土・日・祭日・12月29～1月3日を 03-5722-9574 除く
東京都国民健康保険団体 連合会	千代田区飯田橋3-5-1 土・日・祭日・12月29～1月3日を 03-6238-0011 除く

9, 下記の項目については【重要事項別紙】の通りです。

- (1) ケアマネジメント公正中立性確保におけるサービス状況について
 - (2) 第三者評価実施の有無について
 - (3) 利用者やその家族は複数の居宅サービス事業所の紹介を求めると及び当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることについて
 - (4) ハラスメント対策について
- ※ 下記(5)(6)(7)は令和6年度4月1日から介護保険制度改正にて追加義務となりました。
- (5) 虐待の防止のための措置について
 - (6) 業務計画継続の策定
 - (7) 感染症予防と対策など

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

事業者名	合同会社 花水木	
所在地	目黒区鷹番2-18-3	205
代表社員	<u>石井 まゆみ</u>	印
事業所名	ケアプランセンター鷹番	
所在地	目黒区鷹番2-18-3	205
説明者	<u>管理者 石川 法子</u>	印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所	目黒区	
氏名		印

代理人

住所		
氏名		印

【重要事項別紙】

令和6年4月1日現在

○ 担当介護支援専門員(ケアマネジャー)

氏名 _____ 連絡先 03-6303-2932

○ 料金

令和6年4月より介護保険制度・報酬改正により、指定居宅介護支援利用料は居宅サービスの提供開始以降、要介護状態区分により下記のとおりになります。

要介護1・2の場合1カ月あたり12,380円、要介護3・4・5の場合16,085円です。

※ 利用者自己負担金の支払いはございません。

法定代理受領により当指定居宅介護支援に対し介護保険給付費が支払われます。

※ 令和6年4月より下記の対象の方の加算料金も見直され下記の通りになりました。

1. 初回加算 3,420円

- イ 新規に居宅サービス計画書を作成し指定居宅介護支援を行った場合
- ロ 要介護状態が2区分以上変更となり指定居宅介護支援を行った場合

2. 入院時情報連携加算 I : 2,850円 II : 2,280円

I : 入院先に入院以前か入院した日のうちに必要な情報を提供した場合

II : 入院先に入院した日から3日以内に必要な情報を提供した場合

※入院の際は入院先の担当者へケアマネジャーの情報をお伝えください。

ケアマネジャー氏名:

事業所名 ケアプランセンター鷹番
連絡先 03-6303-2932

3. 退院・退所加算

①入院・入所先の職員と面談・カンファレンスにて情報提供を得てケアプランを作成・居宅サービスなどの利用に関する調整を行った場合。

②福祉用具の貸与が見込まれる場合は福祉用具専門相談員・居宅サービス提供者の作業療法士等の参加が必要。

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	5,130円	6,840円
連携2回	6,840円	8,550円
連携3回	×	10,260円

4. 緊急時など居宅カンファレンス加算 2,280円

病院・診療所の求めにより、医師又は看護師と居宅を訪問しカンファレンスを行った場合。

5. 通院時情報連携加算(1月につき1回) 570円

通院時に同席し医師などへ必要な情報提供を行い、医師などから必要な情報提供を受け上で居宅サービス計画に記録した場合。

※介護保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなる場合があります。

その場合は一旦1カ月あたり12,380円(要介護1・2)16,085円(要介護3・4・5)の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日目黒区の窓口へ提出しますと差額の払戻しを受けることができます。

6. その他

- (1) ケアマネジメント公正中立性確保におけるサービス状況について
ケアマネジャーは、利用者様・ご家族に下記4種の介護サービスについて6か月毎に当ケアプランセンターの利用状況を説明します。(別紙)
訪問介護 ・ 通所介護 ・ 地域密着型通所介護 ・ 福祉用具貸与
※6か月毎:3月及び9月に説明いたします。
またこれらの情報は介護サービス情報公表制度(システム)に公表されます。
介護サービス情報公表制度(システム)とは
インターネットで知りたい地域の介護サービス事業所の検索や介護サービス事業所の知りたい情報などが整理されています。事業所を選ぶ際に参考情報として活用できる制度です。
- (2) 第三者評価実施の有無について(別紙)
第三者評価とは、
第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業所の取り組みを促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指すものです。
- (3) 利用者やその家族は複数の居宅サービス事業所の紹介を求めると及び当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求められます。
担当介護支援専門員はそれらの求めに応じ複数の居宅サービス事業所の紹介及び当該事業所をケアプランに位置付けた理由を説明します。(別紙)
- (4) ハラスメント対策虐待の防止のための措置について
 - ① 事業所内のハラスメントを防止するための方針の明確化、相談体制の整備など措置を講じています。年1回研修を実施します。
 - ② 当事業所は利用者からの相談・苦情・ハラスメント等に対する窓口を設置し、居宅サービスなどに関する利用者及び家族からの相談・苦情・ハラスメント等に対し、迅速かつ適切に対応するための措置を講じています。
 - ③ 介護サービスの利用にあたりご留意いただきたい事項は次の通りです。
 - ・ スタッフに対する身体的暴力・精神的暴力・セクシャルハラスメントは禁止行為です。
 - ・ 上記により介護サービスを提供することが困難になった場合はサービス契約の終了とさせていただきます区と連絡を取り他の事業者当の紹介その他の必要な処置を講じます。

※ 下記項目は令和6年4月1日から介護保険制度改正にて追加義務となりました。

- (5) 虐待の防止のための措置
ケアマネージメント機関として、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、事業に係わる虐待防止のための体制を整備し、利用者等の権利を擁護するとともに介護サービス等を適切に利用できるように支援いたします。そのために必要な措置を講じています。
 - ① 事業所における虐待防止の対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。
 - ② 事業所における虐待防止のための指針を整備しています。
 - ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止の研修を年1回以上実施します。
 - ④ サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに行政に 通報します。
 - ⑤ 虐待防止の措置を講じるための担当者 : 管理者・石川 法子

- ・当事業所は当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- ・当事業所は身体拘束などを行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(6) 業務計画継続の策定

- ① 感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して介護サービスを受けられるよう、業務継続計画を策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに感染症及び災害の研修及び訓練をそれぞれ年1回以上実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(7) 感染症予防と対策

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヵ月に1回以上開催します。
- ② 事業における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年1回以上実施します。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づく重要な事項を説明しました。

相談窓口

ケアプランセンター鷹番

電話番号:03-6303-2932

担当:石川 法子 (管理者)

(受付時間 月～金曜日9:30～17:00)

事業者名	合同会社	花水木	
住所	目黒区鷹番2-18-3	205	
代表社員	石井 まゆみ		印
事業所名	ケアプランセンター鷹番		
住所	目黒区鷹番2-18-3	205	

私は、上記の内容の説明を受け、同意・了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 印

代理人名 (続柄) 印

様

入院の際のケアマネジャーの情報提供について

※平成30年4月介護保険報酬改定に伴う下記要件

入院の際は入院先の担当者へケアマネジャーの情報をお伝えいただくことを利用者様やご家族にお願いすることになりました。

- 下記の通り入院時のケアマネジャー情報提供カードを作成しお渡しします。
このカードを介護保険証・医療保険証などと一緒に保管していただき、入院の際に入院先の担当者の方へお渡し下さい。
尚、入院退院の度に下記カードをお渡しします。

入院の際担当者へケアマネジャーの情報をお伝えください。	
ケアマネジャー氏名：	
事業所名	ケアプランセンター鷹番
連絡先	03-6303-2932
担当ケアマネジャー名刺	

私は、入院時のケアマネジャー情報提供カードを受け取りました。

私は、上記の内容の説明を受け、同意・了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 印

代理人名（続柄） 印

- 担当介護支援専門員（ケアマネジャー）

氏名 _____ 連絡先 03-6303-2932

相談窓口

ケアプランセンター鷹番

電話番号:03-6303-2932

担当:石川 法子（管理者）

（受付時間 月～金曜日9:30～17:00）

様

ケアマネジメント公正中立性確保におけるサービス状況

※ 令和3年4月介護保険報酬改定に伴う下記要件について

下記4種の介護サービスについて、6か月毎に当ケアプランセンターの利用状況を利用者様・ご家族に説明することが義務付けられました。

訪問介護 ・ 通所介護 ・ 地域密着型通所介護 ・ 福祉用具貸与

※6か月毎:3月及び9月に説明いたします。

またこれらの情報は介護サービス情報公表制度(システム)に公表されます。

※ 介護サービス情報公表制度(システム)とは

インターネットで知りたい地域の介護サービス事業所の検索や介護サービス事業所の知りたい情報などが整理されています。事業所を選ぶ際に参考情報として活用できる制度です。

1. 当ケアプランセンターにおける各介護サービス利用割合は下記の通りです。

令和 年 月から令和 年 月までのケアプラン総数 性

訪問介護を利用されている割合	%
通所介護を利用されている割合	%
地域密着型通所介護を利用されている割合	%
福祉用具を貸与されている割合	%

2. 当ケアプランセンターにおける同一事業者のサービス提供の割合は下記の通りです。

訪問介護を利用されている総件数 件のうちの事業者上位3位

①	%
②	%
③	%

通所介護を利用されている総件数 件のうちの事業者上位3位

①	%
②	%
③	%

地域密着型通所介護を利用されている総件数 件のうちの事業者上位3位

①	%
②	%
③	%

福祉用具を貸与されている総件数 件のうちの事業者上位3位

①	%
②	%
③	%

私は、上記の1. 2. の内容の説明を受け、同意・了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 印

代理人名(続柄) 印

○ 担当介護支援専門員(ケアマネジャー)

ケアプランセンター 鷹番

氏名

連絡先 03-6303-2932

相談窓口: ケアプランセンター 鷹番

電話番号: 03-6303-2932

担当: 石川 法子 (管理者) ; 受付時間 月～金曜日 9:30～17:00

【重要事項別紙】

様

介護サービス開始時の事業所紹介及びケアプラン位置づけ

※平成30年4月介護保険報酬改定に伴う下記要件

ケアマネジャーは、利用者様やご家族に介護サービス開始にあたり、複数の居宅サービス事業所の紹介を行い、なお当該事業所をケアプランに位置付けた理由を説明することを義務付けられました。

※介護サービスについてはハートページで複数の居宅サービス事業所を紹介します。

1. ご利用希望の介護サービスは下記の○のサービスになります。

訪問看護 訪問介護 訪問入浴 デイサービス 通所リハビリ ショートステイ
福祉用具貸与 その他()

2. ケアプランに位置付けた理由は下記の通りです。

- ①主治医と相談・主治医から紹介 ②サービス希望日時に沿って対応可能
- ③自宅でリハビリを行いたい ④半日の通所でリハビリなどを行いたい
- ⑤通所でリハビリや入浴したい ⑥通所でレクリエーションや他人との関りを楽しむ
- ⑦泊りのサービスを利用したい ⑧知人の紹介
- ⑨低単価の福祉用具貸与品を利用 ⑩365日対応できる福祉用具貸与品の事業所
- ⑪その他()

訪問看護 :1.	()	2.	()
訪問看護 :3.	()	4.	()
訪問介護 :1.	()	2.	()
訪問介護 :3.	()	4.	()
訪問入浴 :	()		
デイサービス :1.	()		
デイサービス :2.	()		
通所リハビリ :	()		
ショートステイ :1.	()	2.	()
福祉用具貸与 :1.	()	2.	()
その他 :	()		

私は、上記の1. 2. の内容の説明を受け、同意・了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 印

代理人名(続柄) 印

○ 担当介護支援専門員(ケアマネジャー)

ケアプランセンター鷹番

氏名 連絡先 03-6303-2932

相談窓口

ケアプランセンター鷹番

電話番号:03-6303-2932

担当:石川 法子 (管理者) ; 受付時間 月~金曜日9:30~17:00)

様

第三者評価の実施状況について

※ 令和3年4月介護保険報酬改定に伴う下記要件について

第三者評価実施の有無について説明することが義務付けられました。

1. 第三者評価とは、

第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業所の取り組みを促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指すものです。

2. 第三者評価の目的

- ・利用者のサービス選択・事業の透明性の確保のための情報提供
- ・事業者のサービスの質向上に向けた取り組みの支援

※ とうきょう福祉ナビゲーションで公表されます。

第三者評価を実施した際にはインターネットで第三者評価の結果などの情報が掲載されます。

第三者評価を実施した地域のサービス事業所の情報も掲載されています。

当事業所の第三者評価の実施の有無は下記の通りです。

実施の有無	あり ・ なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

私は、上記の1. 2. の内容の説明を受け、同意・了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 印

代理人名（続柄） _____ 印

○ 担当介護支援専門員（ケアマネジャー）

ケアプランセンター鷹番

氏名 _____ 連絡先 03-6303-2932

相談窓口：ケアプランセンター鷹番

電話番号: 03-6303-2932

担当：石川 法子（管理者）

受付時間 月～金曜日 9：30～17：00